

## 愛媛県教育委員会 5月定例会会議録

### 1 開会の日時及び場所

平成18年 5月24日（水）午前10時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

### 2 委員定数

6人

### 3 出席委員

委員長 井関和彦 委員 星川一治 委員 山口千穂

委員 砂田政輝 委員 和田和子 教育長 野本俊二

### 4 欠席委員

なし

### 5 会議に出席した公務員の職氏名

教育次長 長谷川 寿

指導部長 平岡長治

文化スポーツ部長 中川敬三

教育総務課長 横田 潔

生涯学習課長 西岡真人

義務教育課長 堺 雅子

高校教育課長 丹下敬治

人権教育課長 小田芳朗

障害児教育課長 宇高勝美

文化振興課長 和田典夫

文化財保護課長 濱田健介

保健スポーツ課長 今井裕一

### 6 会議の概要

#### (1) 開 会

委員長 午前10時00分開会を宣する。

委員長 議案第27号公立中学校教員の懲戒処分について、議案第28号公立中学校長の懲戒処分について、議案第29号県立学校教員の懲戒処分について、議案第30号愛媛県スポーツ振興審議会委員の任命について、及びその他の協議の平成18年度優良PTA文部科学大臣表彰について、平成18年度地域文化功労者文部科学大臣表彰について、平成18年度学校保健文部科学大臣表彰について、平成18年度学校安全文部科学大臣表彰について、平成18年度学校給食優良学校等文部科学大臣表彰について、平成18年度体育指導委員功労者文部科学大臣表彰について、平成18年度生涯スポーツ功労者文部科学大臣表彰について、平成18年度生涯スポーツ優良団体文部科学大臣表彰については、いずれも人事案件であり、非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

#### (2) 前会会議録の承認

委員長 前会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

(3) 教育長報告

委員長 報告を求める。

教科書使用差止め等請求訴訟について

教育総務課長 昨年度の歴史教科書の採択に関連して、当該教科書の使用の差止め等を求める訴訟が提起されたことについて報告する。

委員長 差止め請求の趣旨からすれば、扶桑社を当事者として提訴すべきではないかと考える旨意見を述べる。

個人情報の管理に関する実態調査の結果及び今後の対策について

高校教育課長 松山工業高等学校の情報流出の問題を受けて、県内のすべての小・中学校と県立学校を対象に実施した個人情報等の管理に関する実態調査で把握した、業務に使用するパソコンへのウィルス対策ソフトの導入状況、ウィニーの使用状況及び暴露ウィルスへの感染状況等と今後の対策について報告する。

秋田県で発生した児童殺害事件を受けた対応状況等について

保健スポーツ課長 事件発生の報道を受け、迅速に関係者への注意喚起を図るべく、県内の市町教委に対して登下校時の児童生徒の安全確保に向けた取組みを一層強化するよう依頼した旨及びスクールガードリーダー事業の実施や、総合危機管理等研修会、モデル校における実践事例等の研究成果の発表等を通じた学校・家庭・地域の連携強化により、児童生徒の安全確保が図られるよう取り組んでいる旨報告する。

特色ある学校づくりに向けた研究指定校について

義務教育課長 特色ある学校づくりに向けた研究指定校の事業のうち、「森はともだち推進事業」、「我が国の伝統文化を尊重する教育に関する実践モデル事業」、「生きる力をはぐくむ読書活動推進事業」について報告する。

高校教育課長 特色ある学校づくりに向けた研究指定校の事業のうち、「目指せスペシャリスト事業」、「サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト」、「高校生ふるさと元気づくり推進事業」について報告する。

和田委員 財政難の状況の中で、文部科学省が実施している研究指定事業のうち特徴のある指定事業を活用することにより、特色ある学校づくりが推進しやすくなる旨及び指定校の研究成果を発表する際には、多数の教員が参加できるよう配慮して欲しい旨意見を述べる。

委員長 教員の1校の平均在職年数について質問する。

義務教育課長 5年から6年が平均である旨説明する。

委員長 特色ある学校づくりを進める上で、ある程度の経験年数が必要であるが、現況であれば適当であると考え旨意見を述べる。

山口委員 高校生ふるさと元気づくり推進事業について、地域の活性

化に大変効果があるので、今後も推進して欲しい旨意見を述べる。

A E Dの各県立学校への導入について

高校教育課長 既に独自で導入済みの11校を除いて、分校やえひめ丸を含めて、全県立学校に導入することとし、6月末までに全校に配備を完了する予定であること、及び5月中旬から7月20日までの間に、講習会を実施する予定であることを報告する。

教育長 4月に実施した市町教育長会において市町立小中学校にも導入を図るよう依頼した旨説明する。

#### (4) 議 事

議案審議

委員長 議案第26号を上程する。

○議案第26号 教育委員会の権限に属する事務の一部の委任の解除について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 財団法人愛媛県篤志献体協会が解散し、同財団に係る民法に規定する主務官庁としての権限に属する事務が終了したため、地方自治法第180条の7の規定に基づく保健福祉部長への委任を解除しようとする原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 以後の案件を非公開とする旨宣する。

委員長 議案第27号及び議案第28号を上程する。

○議案第27号 公立中学校教員の懲戒処分について

○議案第28号 公立中学校長の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 高等学校入学志願書調査書の記入ミスによって、学校教育に対する信用を失墜させた中学校教員及び中学校長を懲戒処分する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

委員長 調査書作成における通常の点検の方法について質問する。

義務教育課長 学級担任が指導要録等から転記した後、学級担任以外の教員が、紙に打ち出したものを複数回点検するが、今回の件では紙に打ち出さず、パソコンの画面上で点検した旨説明する。

教育長 法律違反を犯したわけではなく、また、故意にやったものでもなく、事後の対応も結果としてきちんとできたが、子どものことを第一に考えたときに、教員として極めて慎重さに欠け、しかも社会に与えた影響も大きいので原案としたので十分ご審議を願いたい旨説明する。

教育次長 点検の仕方において、本来やるべきことをやっておらず、それに伴う結果も重大なものであり、原案とした旨説明する。

星川委員 点検の方法について、学校によって違いがあるのか質問する。

義務教育課長 学校規模の違いもあり、一律ではないが、どの学校においても何重にも点検している旨説明する。

星川委員 人間にはミスがつきもので、そのミスにどのように対応するかが重要であり、今回は、その事後対応は良かったことも考慮すべき旨意見を述べる。

砂田委員 校長の責任も重大であり、校長に対する処分とのバランスも考慮すると、教員の方も戒告でもよいのではないかと考える旨意見を述べる。

教育長 他のクラスではできていることがなされておらず、高校入試の結果に直接影響する調査書の作成に慎重さが足りなかった旨及び学校教育に対する信頼を失わせ、影響も大きく、重大な結果を招いているので、行為は単純なミスであっても、こういった結果責任も加味して考えた旨説明する。

委員長 原案以外の処分を求める者に挙手を求める。

砂田委員 挙手し、事務局内部でも十分論議した案であると認識してはいるが、教員の処分は戒告にとどめたのでよいと考える旨意見を述べる。

和田委員 若干厳しい処分であるとも思うが、事務局内で十分論議された案であり、原案で良いと考える旨意見を述べる。

星川委員 原案で良いと考える旨意見を述べる。

委員長 原案以外の意見は少数であり、原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第29号を上程する。

○議案第29号 県立学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 生徒の個人情報等をインターネット上に流失させた県立学校教員を懲戒処分する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

星川委員 ウィルス対策を行っていたのに流出したものであるのか質問する。

高校教育課長 ウィルス対策ソフトをインストールして毎年更新していたが、ウィルスによってはウィルス対策ソフトで検知できないものもあり、暴露ウィルスに感染して個人情報が流出したと思われる旨説明する。

星川委員 ウィルス対策をしていることを勘案すれば、文書訓告にとどめてもよいのではないかと考える旨意見を述べる。

教育長 個人情報の保護が法令で求められ、教員は学校の中にある多くの生徒の個人情報を守るべき状況であるなか、その中でも一番重要である生徒の成績情報が流出したことは、本人がまったく意図しない誤りであったとしても結果的には誠に遺憾な行為であり、原案とした旨説明する。

砂田委員 原案を支持する旨意見を述べる。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第30号を上程する。

○議案第30号 愛媛県スポーツ振興審議会委員の任命について

委員長 議案説明を求める。

保健スポーツ課長 愛媛県スポーツ振興審議会委員である愛媛県高等学校体育連盟会長及び愛媛県小学校体育連盟会長の交替に伴い、スポーツ振興法第18条第4項の規定により任命する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

(5) その他

○平成18年度優良PTA文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

生涯学習課長 平成18年度優良PTA文部科学大臣表彰の被表彰候補団体（3団体）の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成18年度地域文化功労者文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

文化振興課長 平成18年度地域文化功労者文部科学大臣表彰の被表彰候補者（2名）の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成18年度学校保健文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

保健スポーツ課長 平成18年度学校保健文部科学大臣表彰の被表彰候補者（2名）及び被表彰候補学校（1校）の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成18年度学校安全文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

保健スポーツ課長 平成18年度学校安全文部科学大臣表彰の被表彰候補学校（1校）の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成18年度学校給食優良学校等文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

保健スポーツ課長 平成18年度学校給食優良学校等文部科学大臣表彰の被表彰候補学校（2校）の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成18年度体育指導委員功労者文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

保健スポーツ課長 平成18年度体育指導委員功労者文部科学大臣表彰の被表彰候補者（1名）の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成18年度生涯スポーツ功労者文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

保健スポーツ課長 平成18年度生涯スポーツ功労者文部科学大臣表彰の被表彰候補者（2名）の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成18年度生涯スポーツ優良団体文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

保健スポーツ課長 平成18年度生涯スポーツ優良団体文部科学大臣表彰の被表彰候補団体（4団体）の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(6) 閉 会

委員長 午前11時55分閉会を宣する。